

「第8次島根県栽培漁業基本計画（案）」へのご意見に対する県の考え方

島根県農林水産部沿岸漁業振興課

ご意見募集期間：令和5年3月17日～令和5年4月16日

ご意見の提出者数：2名

ご意見の内容	県の対応・考え方
1 放流は同種の魚や近い種類の種の絶滅を誘引するとする研究結果が発表された。放流は資源を増やすと感じているが、放流事業の検証も進めていただきたい。	栽培漁業基本計画では、本県沿岸域に生息する魚介類を対象種としており、これまでのところ県内において放流によって同種や近縁種に影響を及ぼしたとする報告はありません。 栽培漁業では対象種の放流だけでなく、資源管理にも取り組み、資源の安定化と増大を目指しております。さらに、放流効果を把握するため、対象種の漁獲量や放流したものの混入状況を調査しており、今後も引き続き事業検証を行ってまいります。
2 恵曇漁港がある海域は、天然のモズクの漁獲がある。また、古浦海水浴場には、毎年、ハングル文字で記した橙色のブイが漂着しており、海岸漂着物処理推進法の枠内で何とか廃物利用出来ないかと思案していたが、ブイに、網を取り付けて、モズクの種を付着させれば、栽培の可能性があると思う。 島根県立松江北高校に、普通科・栽培漁業科を融合した新設の学科を作れば、将来的には、島根県の栽培漁業も成功をすると思う。	栽培漁業基本計画は、沿岸漁場整備開発法に基づき、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めるものであり、海藻類は計画の対象とはなっていません。いただいたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 県立松江北高校では水産系の新たな学科を設置する予定はございません。なお、県立浜田水産高校、県立隠岐水産高校では栽培漁業を扱う学習に取り組んでいます。

ご意見ありがとうございました。